



事 務 連 絡
平成 25 年 6 月 18 日

環境省地方環境事務所 ご担当者様
各自治体 保健所所管課 ご担当者様
各保健所 石綿健康被害救済給付業務 ご担当者様

独立行政法人環境再生保全機構
石綿健康被害救済部

石綿健康被害救済制度の指定疾病に係る医学的判定に関する考え方等の改正について（ご連絡）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。石綿健康被害救済業務につきましましては日頃より多大なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「石綿による健康被害の救済に関する法律における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方等の改正について（通知）」（平成 25 年 6 月 18 日環企発第 1306182 号環境省総合環境政策局環境保健部長通知）により医学的判定の考え方が改正されました。

つきましましては下記のとおり、改正内容に関するチラシ及び改正後の医学的判定の考え方に関するリーフレットを作成いたしました。貴下における業務にご活用いただくとともに、関係者への周知及び窓口での配布等にご協力をいただければ幸いです。

今後ともご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

○石綿健康被害救済制度からのお知らせ（チラシ及びリーフレット）

以上

※本改正につきましましては、機構ホームページもご参照ください。

<http://www.erca.go.jp/asbestos/index.html>



【お問合せ先】

独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番
TEL : 044-520-9508 FAX : 044-520-2193